

さぬき市学校給食共同調理場施設整備基本計画策定及び
P F I 導入可能性調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

本市の学校給食は、大川学校給食共同調理場と志度学校給食共同調理場の2か所の調理場で調理を行い、小学校、中学校及び幼稚園に提供している。

しかしながら、両調理場ともに築20年が経過し、施設及び厨房機器等の老朽化が進行していることから、今後、維持修繕に加え、大規模改修や厨房機器の更新が必要となる見込みである。

また、本市の人口は、減少し続けており、将来人口推計においても、更なる人口減少が想定されていることから、学校給食の提供数も減少することが見込まれている。

これらのことから、両調理場の施設整備について検討を行う必要があると考える。施設整備の方法としては、一方の調理場に統合して整備する方法、両調理場をそれぞれ現在地において整備する方法、両調理場を統合して新たな場所に整備する方法などが考えられる。

このため、今後の施設整備の方法について検討を重ねたうえで、施設整備の基本計画を策定するとともに、民間の資金や改築・運営ノウハウを活用する手法の導入可能性を調査して、最適な整備手法について検討することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

さぬき市学校給食共同調理場施設整備基本計画策定及びP F I 導入可能性調査業務

(2) 業務内容

「さぬき市学校給食共同調理場施設整備基本計画策定及びP F I 導入可能性調査業務委託仕様書」(以下「業務委託仕様書」という。)のとおりに

(3) 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

ただし、本件の契約に係る予算について、次年度への繰越が議会で議決されたときは、令和5年5月31日まで

(4) 業務委託限度額

7, 400, 000円(消費税及び地方消費税を含む)

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 スケジュール

	項 目	日 程	備 考
1	公募開始	令和4年6月15日（水） から	必要事項は、市ホームページからダウンロードすること。
2	参加表明書等の提出	令和4年6月22日（水） から 令和4年7月6日（水） 午後5時まで	持参より提出すること。
3	質問の受付	令和4年6月20日（月） から 令和4年6月24日（金） 午後5時まで	質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより送付すること。
4	質問に対する回答	令和4年7月1日（金） 午後5時までに回答	辞退者を除く参加表明者に電子メールで回答する。
5	参加資格確認結果の通知	令和4年7月8日（金）	辞退者を除く参加表明者に発送する。
6	提案書等の提出	令和4年7月11日（月） 令和4年7月29日（金） 午後5時まで	持参により提出すること。
7	審査 (プレゼンテーション)	令和4年8月9日（火）	詳細は、参加資格確認結果と併せて各提案事業者へ通知する。
8	審査結果の通知	令和4年8月中旬（予定）	審査結果は、各提案事業者へ通知する。
9	契約締結	令和4年8月中旬（予定）	

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) さぬき市の測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札参加資格者名簿（令和4年度を有効期間とするもの。）に搭載され、かつ、指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 過去10年間（平成24年4月1日から令和4年3月31日まで）に学校給食施設整備に係る計画策定、PFI導入可能性調査業務を完了した実績があること。
- (4) 本業務の業務責任者（管理技術者）は、技術士（建設部門）又は一級建築士の資格を有する者であること。（参加表明書提出日において当該プロポーザル参加者と3か月以上の直接的な雇用関係にあるものに限る。）

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者であること。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、この限りではない。
- (6) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有するものでないこと。また、契約の履行に係る業務の一部を、第三者に請け負わせる場合にあっては同様とする。
- (7) 市町村税の滞納がないこと。

5 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

	提出書類	留意点
1	参加表明書（様式 1）	契約時に使用する印鑑を押印すること。
2	会社概要書（様式 2）	所在地、業務内容、資本金、社員数等が分かる書類（会社パンフレット等）を添付すること。
3	業務実績調書（様式 3）	平成 24 年度以降における地方公共団体の学校給食に関連する基本計画策定業務、P F I 導入可能性調査業務を記載すること（P F I アドバイザリー業務等も対象）。 契約書等の業務実績を証明する書類（契約書の写し（記載実績の内容が確認できる部分で差し支えない）又はテクリス）を添付すること。
4	管理技術者の経歴（様式 4） 担当技術者の経歴（様式 5） 事業実施体制（様式 6）	業務責任者（管理技術者）及び担当技術者を各 1 名以上配置するとともに、その業務従事予定者全員を記載すること。資格を記載する場合は、それを証明する書類（写し）を添付すること。また、配置する業務従事予定者との直接的な雇用関係を証明する書類を添付すること。

(2) 提出部数

1 部

(3) 提出期間

令和 4 年 6 月 22 日（水）午前 9 時から

令和 4 年 7 月 6 日（水）午後 5 時まで

(4) 提出先及び方法

「1 2 担当部署」への持参 ※郵送は不可。

6 提案書等の提出

参加申込書等を提出した者は、次のとおり提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

	提出書類	留意点
1	提案書表紙（様式7）	
2	企画提案書（任意様式）	別紙の「さぬき市学校給食共同調理場施設整備基本計画策定及びPFI導入可能性調査業務委託仕様書」に基づき、次の項目についてその提案を作成すること。 ① 業務実施体制 ② 課題把握 ③ 施設計画の策定方法 ④ 民間活力導入可能性調査に関する策定方法 ⑤ 業務実施スケジュール
5	見積書及び見積内訳書（任意様式）	業務委託仕様書に関する全ての要求要件を満たすために必要となる経費について、積算根拠（内訳等）が判別できるよう費目ごとに記載すること。なお、見積金額については税込で記載すること。
6	プレゼンテーション出席報告書（様式8）	

(2) 提出部数

9部（正本1部、副本8部） ※副本は複写可。

(3) 提出期間

令和4年7月11日（月）午前9時から

令和4年7月29日（金）午後5時まで

(4) 提出先及び方法

「12 担当部署」への持参 ※郵送は不可。

(5) 留意事項

ア 提案書等の提出は、1者につき1案とする。

イ 提出書類は、A4版・縦とし、目次及び頁番号を付けること。

ウ 企画提案書部分は10ページ以内とし、文字サイズ11ポイントを基本とする。

エ 提出書類は、ファイル（A4-S）に綴じ、ファイル表紙に業務名・提案事業者名・提出日、背表紙に提案事業者名を記載し、上記表中の項目ごとにインデックスを付けること。

7 質問受付及び回答

提案書等の提出について質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 受付期間

令和4年6月20日（月）午前9時から

令和4年6月24日（金）午後5時まで

(2) 質問方法

質問事項は、質問書（様式9）に記入し、「12 担当部署」に電子メールで提出すること。なお、送信後に電話連絡を行うこと。

(3) 回答方法

質問事項に対する回答は、令和4年7月1日（金）午後5時までに電子メールで送信する。

(4) 質問及び回答内容の取扱

ア 提出された質問及び回答は、その内容及び質問者に関わらず、辞退者を除く参加表明者に回答する。ただし、質問内容が質問者の提案内容と密接に関連する場合については、この限りではない。

イ 質問事項に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

ウ 提案書等の提出に関係しない質問、電話による質疑等は受付しない。

8 候補者の選定

候補者の選定は、さぬき市職員で構成する審査員がプレゼンテーション形式で審査し、本業務に最も適していると認められる者を決定する。

(1) 参加資格確認

提出された参加表明書等により参加資格確認を実施し、令和4年7月8日（金）付けで参加資格確認結果通知書を発送する。

(2) 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

提出された提案書等に基づき、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングにより審査を実施する。

ア 審査日及び会場

令和4年8月9日（火） さぬき市寒川第2庁舎

詳細については、参加資格確認結果通知書と併せて通知する。

イ 実施時間

プレゼンテーション20分以内、ヒアリング15分以内、準備・片付時間5分以内とし、合計40分以内で審査を実施する。

ウ 出席者

3名以内。なお、提案説明等は、本業務の管理技術者、もしくは主担当者が実施すること。

エ その他

・審査は個別に行い、非公開とする。

- ・審査の順番は、提案書等の受付順とする。
- ・プレゼンテーションに使用する機材等は、全て提案事業者で用意すること。
ただし、スクリーン及びプロジェクターはさぬき市で準備する。

(3) 評価基準 評価項目及び配点は、次表のとおりとする。

(単位：点)

評価項目		評価基準	評価点
実績評価	業務実績	本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。	10 点
	配置予定技術者の業務実績	本業務を遂行するうえで技術者が十分な経験、実績を有しているか。	10 点
提案内容評価	①業務実施体制	本業務実施のために必要な体制が十分に配置されているか。	10 点
	②課題把握	業務の遂行に伴う課題とそれに対する対応が適切か。	10 点
	③給食施設の施設計画	本市の給食調理場に関する各種条件等を的確に把握し、求められる機能・規模・運営内容を検討する計画策定方法になっているか。	20 点
	④民間活力導入可能性調査	最適な事業手法の評価を行うにあたり、客観的、かつ説明責任が果たせる評価が導き出せる提案となっているか。	20 点
	⑤業務実施スケジュール	業務の実施スケジュールが本業務の委託期間を踏まえた適切なものとなっているか。	10 点
見積金額に関する評価			10 点
合計			100 点

(4) 審査結果

- ア 審査において、最高得点を獲得した提案事業者を、本事業の候補者と選定する。なお、候補者に契約を締結することができない事由が生じた場合は、次点順位者及びそれ以降の順位者を繰り上げにより新たに候補者として手続を行うものとする。
- イ 審査結果は、令和4年8月中旬（予定）に書面により提案事業者全員に通知する。なお、審査内容については公表しない。
- ウ 審査及び審査結果に関する問合せ等には応じない。

9 留意事項

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出書類の差替、修正、追加等は認めない。ただし、本市からの要請があったものについては、この限りではない。
- (3) 提出書類には、市ホームページからダウンロードした指定の様式を使用すること。
- (4) 提案書等の著作権は、当該提案事業者に帰属するが、本プロポーザルにおいて必要がある場合には、市が事業者の承諾を得ずに提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。
- (5) 本プロポーザルに関する経費は、全て提案事業者の負担とする。
- (6) 参加表明書等の提出後又は提案書等の提出後に、参加を辞退することになった場合には、速やかにプロポーザル参加辞退届（様式10）を提出すること。

10 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格の要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等に定める事項に適合しないものがあつた場合
- エ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 正当な理由なく審査（プレゼンテーション及びヒアリング）に応じなかった場合
- カ 見積金額が業務委託限度額を超過した場合
- キ 契約締結までの間に参加資格の要件を欠く事態が生じた場合

11 その他

- (1) 契約に当たっては、候補者に選定された事業者と協議のうえで契約手続を行う。
なお、契約金額は、当該事業者から提出された見積金額を超えない額とする。
- (2) 委託料の支払いについては、本業務完了後において一括払いとする。
- (3) 本プロポーザルは、契約を締結する候補者の選定を目的に実施するものであり、提案内容に沿って契約することを約束するものではない。

1 2 担当部署

さぬき市教育委員会事務局学校教育課

大川学校給食共同調理場

〒761-0902 香川県さぬき市大川町富田中 3163 番地

TEL 0879-23-2114 FAX 0879-23-2117

E-Mail o-kyushoku@ma.pikara.ne.jp

※本件に関する問合せ・提出等の受付は、午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）とする。